

No.1995

1月23日例会 プログラム 「ロータリー理解推進月間に因んで」 松尾 洋二ロータリー情報委員長

1月30日例会 プログラム 「ノロウィルスについて」 石川 勝幸君

1月23日のメニュー ・牛ミンチベーコン巻き ・エビフライポテトサラダ添え ・ライス ・アプリコットムース ・コーヒー

前回（1月16日）例会記録

出席報告	会員総数	32名	出席者数	28名	欠席者数	4名	出席率	87.50%	前回補正率	81.82%
	前回補正者	石川君 三宅(照)君 岡君 高橋(秀)君								
	欠席者	林君 井上君 三宅(孝)君 山田(次)君								

会長挨拶

会員の皆様、こんにちは。本日の例会出席ありがとうございます。挨拶として四国88ヶ所のお話をしたいと思います。昨年9月までは自分の車でお参りしておりましたが、10月よりバスツアーのお参りに変えて感じたことをお話致します。自分でお参りしている時は朝が早く、昼食は腹が減っていますので席につくとすぐ食べていますが、バスツアーの時は先達さんが居り、自分でお参りしている時と同じく、すぐ食べようとした時、先達さんが「貴方！そこまで・・・」と注意を受けました。「食事前には必ず両手を合わせ弘法大師にお礼を申して食事をすべきです！」との注意を受け、恥じ入ってしまいました。時間の都合上、感じたことを1つずつお話することにします。

会長報告

- ・ 本日例会後、臨時理事役員会を開催します。理事・役員の方はお残りください。
- ・ 本日つらい報告をさせていただきます。大久保清治会員がやむにやまれず退会ということになりました。
- ・ 先週の例会でお話しました新会員加入候補者「御前八幡宮」神主の堀 正臣様につきまして異議申し立てがありませんでしたので、スポンサー（島田 静寛会員）の方に加入勧誘のお話を進めていただきます。

幹事報告

- ・ 葛尾ガバナー・エレクトより三宅孝治会員に2009-2010年度国際ロータリー第2690地区社会奉仕・環境保全委員会委員の委嘱状及び承諾書が届いております。
- ・ 葛尾ガバナー・エレクト事務所より「2010-2011年度ロータリー財団国際親善奨学生募集について」が届いております。
- ・ 岡山後楽園ロータリークラブより創立20周年記念式典のご案内が会長・幹事宛てに届いております。
日時：平成21年4月5日（日） 受付：10:30～ 記念式典：11:00～ 場所：ホテルオークラ岡山
- ・ 財団法人ロータリー米山記念奨学会より「ハイライトよねやま107号」が届いております。
- ・ (株)JTB 中国四国岡山支店より第100回国際ロータリー年次大会（於：バーミンガム）参加旅行のご案内が届いております。
- ・ 玉野市ボーイスカウト育成会より平成20年度参与会費納入のお願いが届いております。
- ・ ほほえみマリン大使実行委員会より「ほほえみマリン大使実行委員会総会」開催のご案内が届いております。
日時：平成21年1月27日（火） 15:00～ 場所：商工会館（産業振興ビル）
- ・ 他クラブの週報・例会変更通知は回覧させていただきます。

1月30日(金)の例会場はダイヤモンド瀬戸内マリンホテルに変更になります。
場所をお間違えのないようにお願いします。

第7回 定例理事役員会議事録 1月9日

- ・ 中間決算報告（高橋(征)会計より）
40周年事業費より100万円を一般会計に繰り入れる。年度末までそのままにして40周年費用の残金があれば50周年の積立金にまわす。

- ・ プロ野球「広島 vs 阪神」観戦招待券購入について 購入しない。
- ・ 40周年記念誌訂正について 訂正箇所は正誤表添付で対応する。
- ・ 大久保会員退会について 承認。
- ・ 次年度 IM 実行委員長について 藤田次期ガバナー補佐に一任する。

1月16日 臨時理事役員会議事録

- ・ 次年度 IM 実行委員会組織について
実行委員長については先週の理事役員会で決定したとおり藤田次期ガバナー補佐に一任することとし、組織については岡山丸の内 RC の組織を確認後検討することにする。
- ・ 玉野市ボーイスカウト育成会よりの平成 20 年度参与会費納入依頼について
例年通り参与会費を納入する。

委員会報告

- ・ 親睦・家族委員会（岡委員長）：1月23日（金）ダイヤモンド瀬戸内マリンホテルにて上原新入会員歓迎会並びに宮原会員の月例優勝祝賀会を行います。急な話で申し訳ありませんが、追ってファックスにて出欠の確認をさせていただきますのでよろしく願います。
- ・ ハイロー会（谷口幹事）：ハイロー会年間日程表をボックスに入れておりますのでご予定願います。

スマイル・ボックス

- ・ 宮原君 - 上原さん入会お祝い。 本年も新会員獲得にご協力お願い。 入会月。 瀬戸大橋 CC 月例先月優勝。 ハイロー会 15 年ぶりに先月優勝。
- ・ 石川君 - 皆様にご迷惑をおかけしております。 前回欠席。 本日早退。
- ・ 松尾君、三宅（照）君、高橋（秀）君、高橋（征）君 - 上原様入会を歓迎します。
- ・ 富永君 - 石川さんガンバレ。
- ・ 谷口君 - 宮原さん月例優勝おめでとうございます。（私も 5 位入賞出来ました）
- ・ 三宅（一）君 - 誕生月及び日頃の遅刻のお詫び。 ・ 三宅（保）君 - 入会月。 ・ 近藤君 - 入会月。
- ・ 岡君 - 先週欠席。 ・ 島田君 - 本日早退。

プログラム 「税のよもやま話 その 2」 東川 清隆君

21 年度税制改正 短期的

12 月 12 日 21 年度の税制改正大綱を公表

12 月 19 日 「生活対策」（生活防衛のための緊急対策）が経済対策閣僚会議より発表

今年度から 3 年間のうちに景気回復を最優先で実現することとし、20 年度第 2 次補正予算及び 21 年度予算において、雇用対策、雇用創出のための交付税増額、経済緊急対応予備費の創設、税制改正、金融市場・景気繰り対策として総額 43 兆円規模

この対策の中の税制改正に関するもの

中小企業対策（国税 2,200 億程度、地方税 200 億程度）

(1) 中小法人等の軽減税率の時限的引き下げ 22% 18% 2 年間の時限措置

利益 800 万以下の部分の税率引き下げ（32 万減） 21 年 4 月以降終了決算より適用可能

(2) 中小法人等の欠損金の繰戻し還付の復活 時限措置ではない

前期黒字で当期赤字、前期払った法人税の還付が受けられる。21 年 2 月終了決算より適用

住宅・土地税制（国税 1,800 億程度、地方税 1,700 億程度）

(1) 住宅ローン減税の拡充

借入金で住宅取得する場合、現行（20 年度）では 10 年間 160 万

21 又 22 年居住の場合、借入限度 5,000 万（現行 2,000 万）控除率 1% 控除期間 10 年 最大 500 万減税

省エネ性能有する住宅 控除率 1.2% 最大 600 万減税

(2) 既存住宅リフォーム減税の創設

一定の省エネ改修工事又はバリアフリー改修工事で 30 万以上、最大 200 万の 10% の減税

省エネ住宅の普及を促す。省エネに資する窓の改修、床・天井等の断熱工事、太陽光発電設備設置（最大 300 万 30 万減税） 省エネ性能が 11 年基準以上となるもの

現金払いでも対象 22 年 12 月まで適用可能

(3) 新築住宅の減税

一定の標準的な性能強化費用 最大 1,000 万の 10% の減税 1 年繰越可能

現金払いでも対象 23 年 12 月まで適用可能 3,000 万以上の場合受けられない

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に規定する家屋に該当するもの

(4) 不動産譲渡益から 1,000 万円控除の創設

21年～22年の間に取得した土地等を5年後に売却した場合、譲渡益から1,000万円控除
数年前は100万の特別控除、現在は特別控除なし

(5) 先行取得資産の買換え特例の創設

21年～22年の間に土地を取得して、10年以内に他の土地を譲渡した場合の譲渡益の80%圧縮
(22年取得は60%)

相続税制

事業継承税制

オーナー社長が所有する自社株を後継者である子供等が相続する場合、発行株式総数の2/3までの株式について80%相当の相続税の納税を猶予。20年10月以降。

後継者がさらにその後継者に株式を承継させた場合、猶予された相続税は免除される。

この制度を受けるにはいくつかの要件がありますので注意が必要

上場株式の配当及び譲渡益に係る軽減税率の延長 23年12月まで

これも21年度から20%になる予定のものがいつしか先送りになり、現行(10%)通り

自動車課税

低炭素化の促進より、環境性能に優れた自動車の取得・保有に係る負担を減免。自動車重量税・取得税

今後の税制改正 長期的

税制調査会の「抜本的な税制改革に向けた基本的考え方」検討事項

・相続税

現在の相続課税方式(遺産総額より税額を出して、遺産取得割合で案分)を、50年ぶりに遺産取得課税方式の変更(個人単位の課税)大改正する方向で20年税制改正に盛られていた。

バブル期の地価高騰により基礎控除(5,000万+相続人1,000万)引き上げられたこともあり、地価下落した現在もこの控除は変わっていないことより、以前は10%課税、現在4%まで減少

現行の遺産課税方式より遺産取得課税方式の変更(個人単位の課税)により、広く浅く課税

・金融所得一体化課税

現在は地球規模でネット取引、金融先物、デリバティブ等の取引が行われているが現行の金融関連税制は対応できていない。金融資産の取得(配当、利子、譲渡利益・損失)を一体的に同じ税率で補足すること(利子20%)譲渡損と他の金融所得(配当・利子)との損益通算を行える制度にすることで、諸外国のように金融取引の活性化で経済を活性化する狙いがあります。現行は、上場企業株の配当、譲渡所得とも10%ですが、23年まで変更なしとなっています。24年から金融一体化課税20%が予定されています。

・納税者番号制度

・環境税